

○ 平成27年度地方消費税交付金の引上げ分の使途

平成25年10月1日に閣議決定された「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」により、消費税率（国・地方）については、平成26年4月1日より5%から8%へ引き上がり、地方消費税率についても100分の25（消費税率換算1%）から63分の17（消費税率換算1.7%）に引き上げられました。

消費税率（国・地方）引上げの趣旨は、主として今後も増加が見込まれる「社会保障4経費」（制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費をいう。）の財源確保にあることから、「社会保障・税一体改革大綱」（平成24年2月17日閣議決定）において「消費税収（国・地方、現行分の地方消費税を除く。）については、その使途を明確にし、官の肥大化には使わず全て国民に還元し、社会保障財源化する。」とされました。

このことを踏まえ、27年度の引上げ分の地方消費税交付金については次の社会保障関係事業の経費に充当をしました。

（単位：千円）

事業名	事業費	財 源 内 訳				
		特定財源			一般財源等	
		国 県 支出金	町債	その他	社会保障 財源化分 の地方消 費税交付 金	その他
国民健康保険特別会計繰出金	196,263	92,029	0	0	27,900	76,334
介護保険特別会計繰出金	261,363	2,688	0	0	69,240	189,435
愛知県後期高齢者医療広域連合負担金	257,181	0	0	0	68,840	188,341
障害者総合支援事業費	170,710	133,689	0	0	9,909	27,112
合 計	885,517	228,406	0	0	175,889	481,222